

三重県立総合医療センター医薬品調達業務企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県立総合医療センター医薬品調達業者の決定に当たり、企画提案コンペによる方式で受託者を決定するために必要な事項について定めるものである。

(企画提案コンペへの参加資格)

第2条 三重県立総合医療センター医薬品調達業者選定にかかる企画提案コンペへの参加資格は次のとおりとする。

- (1) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ないこと。
- (2) 国、三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 医薬品医療機器法規定に基づく卸売一般販売業許可を受けており、確実な品質管理がなされていること。
- (6) 当院からの緊急の注文に対し発注後2時間以内に納入に応じることができること。
- (7) 当院からの価格交渉に対しては、誠実に対応し、価格妥結後は期首から遡及値引きを実施できること。
- (8) 誠実に契約が履行できるとともに、安定的な供給を継続的に行うことができること。
- (9) 迅速な当院への情報提供、販売網等のスケールメリットを活かしたメーカーへの交渉力が期待できること。

(参加仕様書)

第3条 参加する者に対する企画提案の仕様については、別に定める「三重県立総合医療センター医薬品調達業務企画提案コンペ参加仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、別途定める「三重県立総合医療センター医薬品調達業務企画提案コンペ選定要領」に基づき、以下に定める三重県立総合医療センター医薬品調達業務企画提案コンペにかかる選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については次のとおりとする。

- (1) 委員定数は6名以内とする。
- (2) 選定委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。
- (3) 委員長は総務部長を、副委員長は施設課長をもって充てる。
- (4) 委員長は、委員会を総括し、選定委員会の議長となる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- (6) 委員に欠席が生じた場合には、委員長が認めたときに限り、代理人を出席させることができる。
- (7) 選定委員会は、委員長が招集する。
- (8) 選定委員会は、委員長を含む委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、この場合、(6)に規定する代理人も出席者に含むものとする。
- (9) 選定委員会当日において、委員長及び副委員長がともに欠けたときは、会議の冒頭に委員が諮り、臨時委員長を互選するものとする。
- (10) 選定委員会の運営にあたり必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (11) 選定委員会は非公開とする。

2 委員については、別紙「選定委員会委員内申結果」のとおりとする。

(企画提案コンペ等日程)

第6条 選定の日程については、別紙「三重県立総合医療センター医薬品調達業務受託者選定スケジュール」のとおりとする。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、三重県立総合医療センター事務局施設課内に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示のもと、選定委員会の事務に関する事項を所管する。
- 3 事務局は、委員長が統括する。

(庶務)

第8条 選定の実施にかかる庶務は、三重県立総合医療センター事務局が行なう。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、決裁日から施行する。この要領は、受託者の選定が終了したとき効力を失う。